

東京新聞7月20日夕刊(第一面)



池田光智被告

大久保隆規被告

石川知裕被告

小沢一郎民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の土地取引にか

違反(虚偽記入)罪に問われた衆院議員石川

知裕(三)、大久保隆規(五)、池田光智(三)の

元秘書三被告の論告求

刑公判が二十一日、東京地裁(登石郁朗裁判長)

で開かれた。検察側は「公共工事に関する利

權疑惑が取り沙汰されるのを避けるための犯

行」と指摘し、石川被告に禁錮二年、大久保被告に禁錮三年六年、池田被告に禁錮一年を求刑した。

刑公判は八月二十一日まで開かれた。検察側は「公共工事に関する利權疑惑が取り沙汰されるのを避けるための犯行」と指摘し、石川被告に禁錮二年、大久保被告に禁錮三年六年、池田被告に禁錮一年を求刑した。

陸山会事件

石川議員禁錮2年求刑

大久保元秘書
禁錮3年6月

「公にできず偽装」

らみ、政治資金規正法違反(虚偽記入)罪に

審し、九月二十六日に判決が言い渡される。

検察側は論告で土

地購入の原資となつた

小沢元代表からの四億

円の借入金が「公にで

きない金だった」と指

摘し、「隠ぺいするた

めの執拗な偽装工作を

行った上で犯行に及ん

だ」と述べた。

さらに、公共工事の下請け受注の謝礼として中堅ゼネコン「水谷建設」(三重県桑名市)から計一億円の裏金を受領していたこと

が虚偽記入の動機と指摘。大久保被告のみが起訴された西松建設事

件と合わせ、「小沢事務所の収入の実態を世間から覆い隠した事

件」と指弾した。

弁護側は故意の虚偽記入を否定して無罪を主張しており、水谷建設からの裏金提供につ

いても「そのような事実は断じてない」と否

定している。

公判では、三被告の供述調書の任意性も争

たなどと任意性を否

定し、証拠不採用と決

定した。陸山会事件を

訴訟した元秘書三人のめぐっては、東京地檢

特捜部が不起訴とした

訴されている。

小沢元代表が、検察審

査会による一度の起訴

議決を経て、検察官役の指定弁護士に強制起訴されている。

請求した元秘書三人の

供述調書三十八通のうち

十一通を「検事の威